

うこ教 127001 号
令和 4 年 8 月 4 日

保護者各位

うるま市こども教育保育推進課
課長 金城スエ子
(公印省略)

うるま市内保育施設への登園に係る対応について（再通知）

平素よりうるま市保育行政にご理解とご協力を賜り、誠に感謝申し上げます。

さて、昨今の新型コロナウイルス感染症に係る対応につきまして、国事務連絡（「B.1.1.529 系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」）の令和 4 年 7 月 22 日及付及び 7 月 30 日付一部改正を受け、以前の通知内容(令和 4 年 6 月 24 日発出)に変更・追記がございますので、再度通知いたします。(変更・追記箇所は二重下線)

なお、本通知内容につきましては 7 月 22 付で各園に通達しており、既に適用されている内容となっていますので、改めてご確認くださいませよう宜しくお願い致します。

記

1 陽性者の療養期間解除後の登園について

(1) 園児が陽性の場合 → 療養期間解除後、園児は登園可。

- ◆ 園児と「必要な感染予防策*」を講じた同居家族の方は、感染予防策を開始した日を最終接触日とし、5日間の自宅待機、又は2日目及び3日目の抗原定性検査キットでの陰性確認をもって外出可能となります。
- ◆ 未就学児については、入浴介助や食事介助などの場面も多々あり、濃厚接触者となる同居家族が「必要な感染予防策*」を講じることは困難となる場合が多く想定されます。その場合は当該園児の療養期間最終日が最終接触日とし、翌日から5日間の自宅待機、又は2日目及び3日目の抗原定性検査キットでの陰性確認後に外出（送迎）可能となります。
- ◆ なお、園児の療養期間終了後は、同居家族以外（濃厚接触者に当たらない方）による送迎であれば登園可能となります。

※「必要な感染予防策」：双方のマスク着用（又は食事・睡眠を含み陽性者が完全に別室で過ごしている）、手洗い・手指消毒、物資等の共用を避ける（共同で使用するトイレ等の場合はその都度消毒を行っている）、消毒及び換気等

(2) 同居家族が陽性で、園児(濃厚接触者)が陰性の場合

→ 陽性者の療養期間最終日(又は感染予防策を開始した日)を0日目とし、翌日より5日間の待機期間の後に登園可能です。

(3) 同居家族・園児共に陽性の場合

→ 園児の療養期間解除後、登園可。(送迎者も解除の場合)

2 直近3か月以内に罹患した方が接触者となった場合の対応について

直近3ヶ月以内に罹患した方(未就学児を除く)は、体内に残っているウイルスの残骸により偽陽性と判定されてしまう可能性があるため、3か月間が経過するまではPCR検査受検を控えていただき、県の方針に基づき5日間の待機を依頼しております。

なお、(体外診断用医薬品の)抗原定性検査キットにつきましては、過去の罹患より1か月を経過すると使用可との報告がございます。(PCR検査とは異なります)

3 抗原定性検査キットの使用について

各種リーフレット等で抗原定性検査キットの活用が謳われておりますが、厚生労働省より乳幼児への使用は想定しておりませんとの回答がありますので、接触者となった場合は、自宅待機またはPCR検査の受検をお願いいたします。

4 発熱や呼吸器症状等が見られる場合の登園の可否について

発熱や呼吸器症状等で軽症の場合は、日中に近隣の診療所を受診し(軽症での救急外来受診はできるだけ避けてください)、中等症以上の症状(呼吸が早い・苦しい、もうろうとしている、ぐったりとしている、水分や食事がとれない、高熱が3日続いている、顔色が悪いなど)が見られる場合はかかりつけ医に相談するか、状態が悪いと判断したら早めに医療機関を受診し、医師の指示に従っての登園となります。

以上

※上記の対応方針については当面の間の適用となります。

変更がある場合は速やかにお知らせいたします。

【問い合わせ】

担当課：うるま市こども未来部
こども教育保育推進課
電話番号：098-923-7119